平成２３年（フ）第７３８号
埼玉県久喜市南４丁目７番４号
債務者　福田登美子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７４１号
埼玉県川口市戸塚２丁目５番５―603号　ライオンズヒルズ東川口
債務者　上間　洋樹
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７５２号
埼玉県新座市片山１丁目20番33号　サンハイム滝202号室、旧住所埼玉県朝霞市三原３丁目26番１―312号
債務者　稲見　純一
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７５６号
さいたま市南区辻７丁目11番14号
債務者　中野　孝行
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７８６号
埼玉県鴻巣市雷電１丁目２番24号
債務者　神田　幸恵
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８８５号
埼玉県川口市前上町30番23号　ベルゾーネ山名第２―102号、旧住所埼玉県川口市前上町９番６号
債務者　川畑　　明
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９８号
岡山県井原市芳井町川相111番地６
債務者　今井　晃子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字向町70番地１
債務者　伊藤　文雄
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午前10時15分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第１３号
岩手県下閉伊郡山田町長崎３丁目４番18号
浦辺荘１号
債務者　坂本　ミツ
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第１４２号
北海道旭川市永山１条19丁目２番10―1601号　サンライズコスモ６Ａ
債務者　寺坂　志敏
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１号
栃木県足利市福富町1264番地スノーハイツ102、住民票上の住所栃木県佐野市高萩町578番地６
債務者　江原　愛美
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後２時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第４４号
栃木県足利市福居町1310番地４
債務者　大島　幸夫
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後２時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第５３号
栃木県足利市板倉町1410番地
債務者　堀江美千代
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後３時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第７６号
栃木県足利市若草町10番地37、従前の住所群馬県桐生市広沢町４丁目1974番地の54
債務者　清水　　博
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後２時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第３６７４号
大阪府東大阪市日下町３丁目６番21号
債務者　白石　理恵（旧姓森口）
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３５９号
青森県黒石市松原78番地23、開始決定時の住所青森県黒石市ちとせ１丁目14番地
破産者　高橋　幸衛
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部